

四街道市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

四街道市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準  
を定める条例（平成25年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。